

# 国内希少野生動植物種の 逸出・放出・移殖にかかる問題

令和 7 年 1 月  
環境省自然環境局野生生物課

# 国内外来種に関する近年の動向



## 学会シンポジウム等

- 平成16年 日本魚類学会「公開シンポジウム：淡水魚の放流と保全－生物多様性の観点から」（平成16年6月19日）  
平成17年 日本魚類学会「生物多様性の保全をめざした魚類の放流ガイドライン」策定  
平成21年 日本魚類学会「市民公開シンポジウム：国内外来魚問題の現状と課題」（平成21年10月12日）  
平成25年 日本魚類学会編「見えない脅威“国内外来魚”：どう守る地域の生物多様性」（書籍）（平成25年7月19日）  
平成29年 日本魚類学会「公開シンポジウム：「第3の外来魚問題」－人工改良品種の野外放流をめぐる一」（平成29年7月15日）  
令和5年 日本緑化工学会「生物多様性に配慮した緑化植物の取り扱い方に関するガイドライン2023」策定  
令和6年 日本魚類学会「公開シンポジウム：どう止める？「バケツ放流」～自己満足な放流で魚たちを減らさないために～」（令和6年7月7日）

## 提言・要望

- 平成21年 日本爬虫両棲類学会「南九州で発見されたオキナワキノボリトカゲ外来個体群の対策に関する要望書」（平成21年11月8日）  
平成24年 日本生態学会「生物多様性国家戦略における外来種問題の取扱いについての提言（平成24年4月23日）  
平成27年 日本魚類学会「「外来種被害防止行動計画（案）」及び「我が国の生態系等に被害を及ぼすおそれのある外来種リスト（案）」に関する意見」（平成27年1月9日）  
平成30年 日本緑化工学会「生物多様性保全のための緑化植物の取り扱い方に関する提言2019」（平成30年4月15日）  
令和元年 日本爬虫両棲類学会「慶良間諸島の外来性イノシシの対策に関する要望書」（令和元年11月24日）  
令和3年 日本魚類学会「外来生物対策に対する日本魚類学会からの意見」（令和3年12月8日）

## 施策

- 平成23年に「絶滅のおそれのある野生動植物種の野生復帰に関する基本的な考え方」を公表。
- 平成30年に「国内由来の外来種と判断される国内希少野生動植物種」の捕獲等（法第9条関係）の許可要件を整理し、国内希少野生動植物種であっても必要に応じて防除ができるよう運用改善を実施。
- 平成27年に国内由来の外来種も含めた総合戦略として「外来種被害防止行動計画」を策定。
- 同じく平成27年に「我が国の生態系等に被害を及ぼすおそれのある外来種リスト（生態系被害防止外来種リスト）」を公表し、「国内由来の外来種」についてとりまとめ。

⇒淡水魚類を中心に、国内外来種問題が頻繁に取り上げられている。

⇒希少種保全あるいは外来生物対策の観点から方針等が整理されつつあるが、規制的な施策はまだない状況。

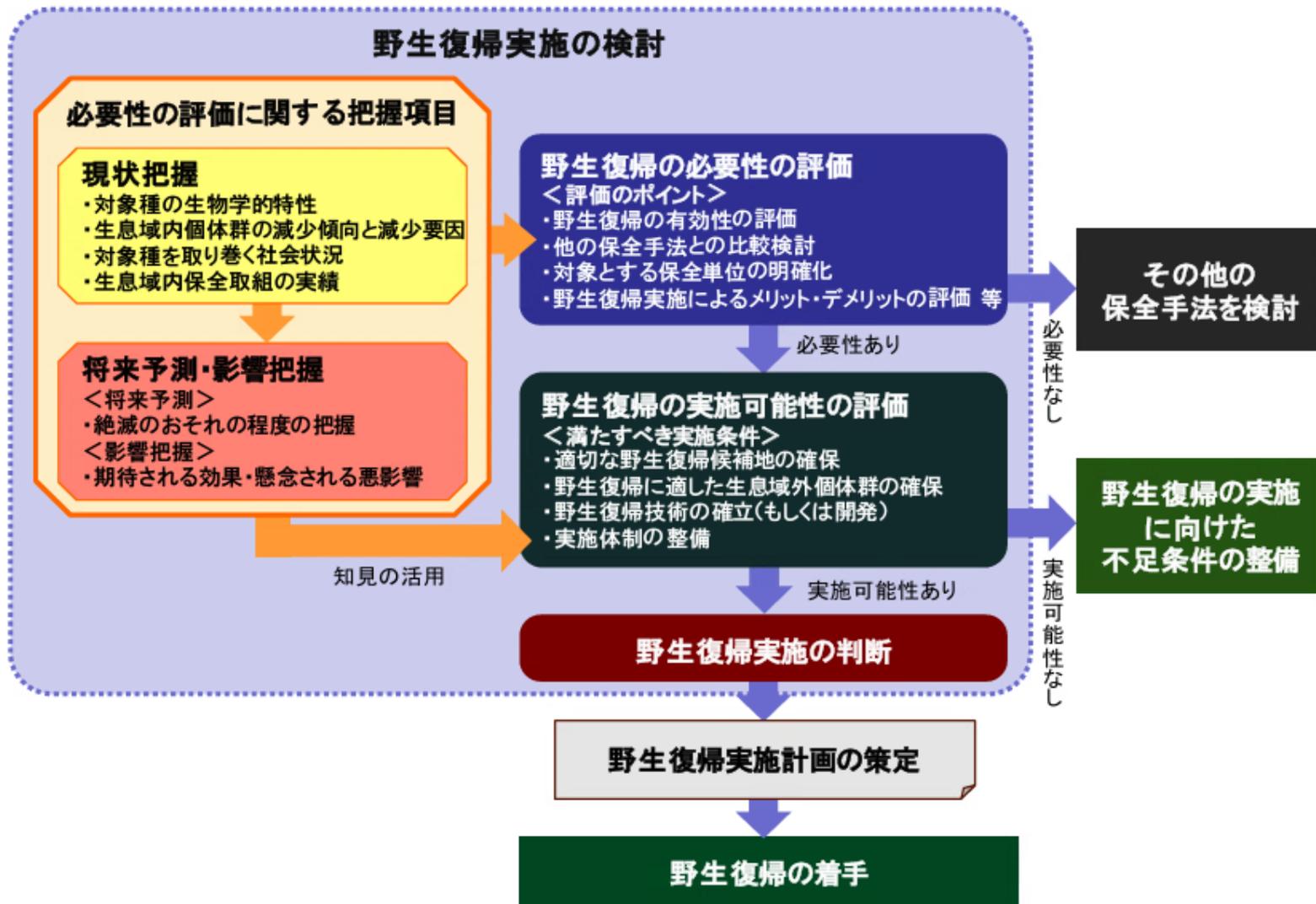


図. 絶滅のおそれのある野生動植物種の野生復帰に関する基本的な考え方（平成23年公表）における野生復帰実施に係る検討フロー。

平成30年5月28日付け環自野発第1805283号環境省自然環境局長通知「絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律の一部を改定する法律等の施行等について」

## 【国内由来の外来種と判断される国内希少野生動植物種の捕獲等の許可】

### （外来性の判断）

捕獲等の対象となる種が、次に掲げる事項のいずれかに該当することにより、国内由来の外来種と判断されること。

- ①「我が国の生態系等に被害を及ぼすおそれのある外来種リスト（生態系被害防止外来種リスト）において「国内由来の外来種」として掲載されていること
- ②査読付きの専門誌に論文が掲載される等、当該種が国内由来の外来種であることの知見が十分に備わっていると認められること
- ③上記①②以外の場合であつて、国内由来の外来種と判断される合理的な理由があると認められること

### （防除の必要性）

対象種が、その本来の生息地又は生育地ではない場所において、その場所に本来の生息地又は生育地を有する国内希少野生動植物種とその性質が異なることにより当該種の影響に支障を来すおそれがあると考えられること。

### （捕獲の必要性）

上記で存続を来すおそれがあると考えられる種の保存のために、対象種の個体を捕獲等することが不可欠であると認められるものであること。

本リストの作成に伴い、「要注意外来生物」という区分は廃止されました。

## 生態系被害防止 外来種リスト

正式名称：我が国の生態系等に被害を及ぼすおそれのある外来種リスト

### 動物〔国内由来〕

#### 哺乳類（6種類）



- 伊豆諸島などのニホンイタチ
- 奥尻島・屋久島のタヌキ
- 北海道・佐渡のテン
- 対馬以外のチョウセンイタチ
- 徳之島などのニホンイノシシ
- 新島などのニホンジカ

#### 爬虫類（5種類）



- 沖縄諸島のヤエヤマセマルハコガメ
- 沖縄諸島及び宮古諸島のヤエマイシガメ
- 琉球列島のニホンスッポン
- 九州のオキナワキノボリトカゲ
- 伊豆諸島のニホントカゲ

#### 両生類（2種類）



- 伊豆諸島などのアズマヒキガエル
- 関東以北及び島に侵入したヌマガエル

#### 魚類（4種類）



- 琵琶湖・淀川以外のハス
- 東北地方などのモツゴ
- 九州北西部及び東海・北陸地方以東のギギ
- 近畿地方以東のオヤニラミ

#### 昆虫類（2種類）



- 伊豆諸島などのリュウキュウツヤハナムグリ
- 北海道・沖縄のカブトムシ本土亜種

#### 軟体動物（1種類）



- 自然分布域外のサキゴロタマツメタ

### 植物〔国内由来〕

#### 木本植物（6種）



- 小笠原諸島・奄美諸島などのアカギ
- 小笠原諸島などのリュウキュウマツ（リュウキュウアカマツ、オキナワマツ）
- 小笠原諸島などのガジュマル
- 小笠原諸島などのシマグワ
- 屋久島などのアブラギリ（ドクエ）
- 九州北部以北の森林内などのシュロ類

#### 草本植物（陸生植物）（3種）



- 白山などの高山帯のコマクサ
- 高山帯のオオバコ
- 山地のギシギシ

#### 草本植物（水生植物）（1種）



- 変異種のイチイヅタ（キラークマエ、フェザー・カウレルバ）

本リストは、我が国の生物多様性を保全するため、愛知目標の達成を目指すとともに、さまざまな主体の参画のもとで外来種対策の一層の進展を図ることを目的とし、国民の生物多様性保全への関心と知識を高め、適切な行動を呼びかけるためのツールとして活用する。

# 国内希少野生動植物種の国内外来集団の事例について

## ミヤコタナゴ (平成6年3月指定)

自然分布域は関東地方。茨城県・千葉県の一部の個体群はハプロタイプの特徴から移入の可能性が指摘されている。SNP解析等も進められており、遺伝子汚染集団の放流、あるいは複数地域の集団が同一地域に放流されたと示唆される地域もある。

## ゼニタナゴ (令和7年2月指定)

自然分布域は新潟県、東北地方、関東地方で、新潟県の個体群は、宮城県からの移入であることが確認されている。他、移入の可能性が指摘されている個体群が数多くある。

## イタセンパラ (平成7年4月指定)

自然分布域は琵琶湖淀川水系、木曽川水系、富山県。兵庫県及び愛知県の一部の個体群は移入の可能性が高いとされている。

## 移入の経緯

移入経路は不明な点が多い。かつて食用魚、観賞魚、遊漁(釣り)の対象とされてきた種も多く、付随導入、逸出、遊漁用放流、販売用放流、観賞用放流、善意の放流、遺棄放流などが考えられる。

## 悪影響

他の在来種との競合や近縁種との交雑、同種への遺伝子汚染等による生態系被害が考えられるが、不明な点が多い。



ミヤコタナゴ



ゼニタナゴ



イタセンパラ

表. 国内希少野生動植物種に指定されている淡水魚3種の国内外来集団の分布状況(伊藤ほか(2023)を改定)

	ミヤコタナゴ	ゼニタナゴ ※令和7年2月施行予定	イタセンパラ
宮城県		○●	
秋田県		○	
山形県		○	
福島県		○	
茨城県	●	○	
栃木県	○	○●	
群馬県	○	○	
埼玉県	○	○●	
千葉県	○●	○	
東京都	○	○	
神奈川県	○	○●	
新潟県		○●	
富山県			○
石川県			
福井県			
山梨県		●	
長野県		●	
岐阜県			○
静岡県		●	
愛知県			○●
三重県			
滋賀県			○
京都府			○
大阪府			○
兵庫県			●

※○は自然分布域の都道府県(絶滅地域を含む)。●は国内外来と考えられる集団が確認された都道府県を表す。○●は、遺伝子情報等から外来であることが示唆される集団が自然分布域内に確認されていることを示す。

## 移入経路

- ・金魚や品種改良メダカの遺棄放流等
- ・お寺で行われているドジョウ等の放生会（ほうじょうえ）
- ・各地域のメダカやコイを放流する取組
- ・漁協での水産対象種の放流など

## タナゴ類の事例

- ・経緯が意図的であるか非意図的であるか判断が難しい。
- ・意図的な放流が現場で目撃されたというような論文事例はない。
- ・自然分布域外にて釣り等により意図せず捕獲される事例がSNSで話題になることがある。

## 悪影響

- ・交雑等に伴う遺伝的固有性の喪失
- ・在来魚への競争排除
- ・餌となるミクロな生物への影響の可能性

## タナゴ類の事例

- ・共生関係にある在来の二枚貝類への何らかの影響
- ・千葉県では、あるミヤコタナゴ集団から5つの地域系統が見ついている事例がある。
- ・このような人為的混合個体群が野外に存在することは、適切な保護単位の確立を混乱させ、二次流出によって他の個体群に遺伝的汚染をもたらす危険性があると考えられる。

## 国内外来種問題の認知度

- ・飼育した生き物を野外に放してはならないというモラルは一般にも浸透しつつあると思う。
- ・放流自体を規制することは難しいが、理念法を設け、放流の規制を呼び掛けることは有効。

## 現時点での対応

### 普及啓発の強化

- ・外来生物対策について連携実績のある観賞魚業界と連携し、国内外来種の問題について新たな啓発資料等を作成し、一般へ広く普及啓発を行う。
- ・観賞魚を取扱う事業者に対しても、観賞魚組合と共同で、適切な飼育・販売・養殖環境の確認を促す啓発資料を新たに作成。

### 特定国内種事業にかかる省令改正

- ・動物の特定国内種事業に係る届出項目として「生きている個体の逸出を防止するための措置」を追加。

## 今後の課題

### 制度的対応の検討について

国内希少野生動植物種の保全の観点からは、放出等の悪影響について科学的に明らかでない点も多いこと、分類群によっても状況が異なると考えられること等から、引き続き研究の進展を注視しつつ、学会等とも連携し、制度のあり方を含めた対策について議論を継続する。

### 保全を目的とした野生復帰の考え方について

基本的には、平成23年に公表した「絶滅のおそれのある野生動植物種の野生復帰に関する基本的な考え方」に即して検討する。加えて、新たに整理が必要な事項が生じた場合や科学的知見の充実等により見直しが必要になった場合は、適宜改訂を検討する。

### 自然分布域外での既定着集団の扱いについて

自然分布域外の定着集団は、本来外来集団であり、当該地の在来生物に対しては潜在的なリスクを持つ場合がほとんどであるが、一部、本来の生息地では消滅してしまった系統の個体群が、生息域外で維持されている場合もある。これらの結果的に系統保存されている生息域外の個体群の取扱い（防除／保全の方向性）については、個々の状況に応じて考え方の整理が必要。



図. 現在用いている普及啓発資料